

農業委員会だより



第25号 H28.12発行

編集／発行

与謝野町農業委員会

広報編集委員会

〒629-2498

与謝郡与謝野町字加悦433番地
(加悦庁舎2階)

TEL:0772-43-9023 (直通)

FAX:0772-43-2194

京都府農林水産フェスティバル2016

やさい魂研究所



加悦ファーマーズライス



今年も与謝野町から多くの関係者が出店されました

丹後王国 食のみやこ



丹後米改良協会



第25号の
もくじです!!

豆っこ米イメージキャラクター
まめっこまいちゃん

【目 次】

- 農林水産フェスティバル2016 1ページ
- 受賞者の紹介、秋の大感謝祭 ほか 2ページ
- 農業委員の体制変更 ほか 3ページ
- 農地パトロール ほか 4ページ

京都府農林水産フェスティバル2016で表彰された皆さん

京都府農地・水・環境保全対策協議会

優良組織表彰



温江中山間地委員会
代表 青木 順一さん

京都府若手農林漁業者表彰



弓木 大江 卓さん

京都府農林水産業功労者表彰



石川 伊達 良一さん

秋の大感謝祭

今年も11月6日(日)に喫茶あつぶるふあーむとその周辺で滝・金屋農業振興会主催の「秋の大感謝祭」が開催されました。

感謝祭では、毎年恒例の千本餅つきで始まり、ステージでは地元のグループによるライブや踊り等が行われ、とても盛り上がっていました。周辺では射的や輪投げコーナーもあり、おやつがもらえるとあって子どもたちに大人気でした。

また、地元野菜や加工品、海産物を販売しているブースも有り、今年は特に野菜の値段が高いこともあり、各販売所とも野菜は早く売り切れになつたようです。

感謝祭の最後には、お米や野菜などの豪華景品が当たる大抽選会も行われ、大盛況のうちにイベントが終了しました。

千本餅つき



会場の様子

農業座談会の開催

平成30年産米から生産調整が無くなるなどの米政策の抜本的見直しを控え、与謝野町農業再生協議会主催により11月22日(火)に農業者を対象とした農業座談会が開催されました。

座談会では、京の稻作と農地を守るアクションプランの検討委員である京都祐喜株の香山代表取締役から、現時点での検討内容の説明などがありました。

その後、意見交換が行われ、参加した農業者からは「ビジョン作成に当たっては農家の意見を十分聞いたうえで進めてほしい。」などの意見が出ておりました。

このような会を開催するのは府内では与謝野町が初めてということで京都府から注目されているようです。

ホップとクラフトビールが生む地域振興セミナーの開催

11月30日(水)には、

町のクラフトビール醸造事業のアドバイザーである藤原ヒロユキ氏

を講師として、セミナーが開催され、ビール醸造事業の現状報告や今後の展開についての提案などが話されました。



農業委員会の体制が変わります!!

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、平成28年4月から改正農業委員会法が施行されました。

主な変更点は、①農業委員の任命及び推進委員の委嘱、②農地利用最適化推進員の新設です。与謝野町農業委員会では、現在の農業委員の任期満了後の平成30年8月から変更になります。

現 状

農業委員

- ①選挙委員……公職選挙法に基づき、農業者の中から選挙により選出
- ②選任委員……農業関係団体、議会推薦を受けた人を町長が選任

平成30年 8月以降

農業委員……公選制を廃止し、議会の同意を得て市町村長の任命により選任

農地利用最適化推進員(新設)……各地域での推薦や募集を経て、農業委員が委嘱

農業者年金に加入しましょう!!

農業者年金は農業者のための年金です。自分が納付した保険料とその運用益を原資として年金額が決まる積立方式・確定拠出型の年金です。

■加入要件

- ①20歳以上、60歳未満である国民年金第1号被保険者
(国民年金保険料納付免除者を除く)
- ②年間60日以上農業に従事している方



■保険料

月額2万円から6万7千円まで千円単位で加入者が自由に選択できます。
また、保険料の額はいつでも見直しができます。

■80歳までの保証付

年金は原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった年金額に相当する額が遺族に死亡一時金として支給されます。



全国農業新聞を購読しませんか

地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベントなどの情報提供を行っています。

〔週刊〕月4回金曜日発行 月700円、年8,400円

購読の申し込みはお近くの農業委員へお尋ねください。

農業委員会では、11月8日(火)に農地パトロールを行いました。

このパトロールは、年に1回、農地法第3条、4条、5条、形状変更の許可・承認がなされた案件の現地に赴き、計画どおり進捗しているか状況を確認するため毎年実施しているものです。

今年については、おおむね計画どおり適正利用されていましたが、一部で計画どおり利用されず、引き続き農業委員による監視や指導が必要な農地が見られました。

また、農業従事者の高齢化や山際で耕作条件の悪い等の理由から荒廃している農地も存在しております。このような状況を放置すると近隣の農地に迷惑をかけるので、適正な農地利用をお願いいたします。



パトロールの様子

農地利用状況調査

農業委員会では、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消等を目的として、毎年1回、農地法第30条の規定に基づく利用状況調査を行っており、今年は10月に実施しました。この調査は農地パトロールとは別に各委員が自分の担当地域の農地の利用状況を調査するものです。

農地意向調査

利用状況調査で遊休荒廃農地や低利用農地と判断され、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる場合、農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査を実施します。

この調査書が届いた農地の所有者の方は、今後の農地利用の意向を記入していただき農業委員会へ提出していただきます。



平成29年度から固定資産税の課税が強化されます

農業委員会が毎年行っている「農地利用状況調査(10月実施)」で、遊休農地（農地として有効利用されていない）と判定され、「利用意向調査」の対象となった農地は、調査への回答後、6ヶ月経っても改善が見られない時は、農地中間管理機構と協議をする旨を所有者等に「勧告」をします。この場合、該当農地の課税が実質強化される場合があります。

くわしくは 遊休農地の課税強化 農水省

検索